

議第26号

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月17日提出

京都市長 門川大作

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

京都市中央卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

別表第2中

1,463
2,440

を

1,900
3,170

に,

「

1,835

」を「

2,390

」に,

冷蔵庫棟使用料	青果部の冷蔵庫棟	1棟につき1月	6,910,551	を
	水産物部の冷蔵庫棟		10,297,100	
いけす使用料			459,800	

冷蔵庫棟使用料	青果部の冷蔵庫棟	1棟につき1月	6,910,551	に,
	水産物部の冷蔵庫棟		10,297,100	

製氷棟使用料	1棟につき1月	1,694,000	を
電動運搬車充電所使用料		2,357,201	

電動運搬車充電所使用料	1棟につき1月	2,357,201	に,
-------------	---------	-----------	----

2,270	を	2,950	に改める。
848		1,100	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市中央卸売市場業務条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

京都市中央卸売市場第一市場の再整備に伴い、製氷棟等を廃止するとともに、卸売業者活魚施設等について使用料の限度額を改定する必要があるので提案する。